

令和元年 12月12日

産業厚生委員会記録

阿久根市議会

1. 日 時 令和元年12月12日(木) 11時20分 開会
12時21分 閉会

2. 場 所 第2委員会室

3. 出席委員 岩崎健二委員長、濱門明典副委員長、
川上洋一委員、中面幸人委員、木下孝行委員、
山田勝委員、仮屋園一徳委員

4. 事務局職員 議事係主任 松崎 正幸

5. 説明員 福祉課
課長 川畑 幸博 君 課長補佐 猿楽 浩士 君
水産林務課
課長 佐潟 進 君 課長補佐 大石 直樹 君

6. 会議に付した事件

- (1)議案第59号 阿久根市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2)陳情第15号 深田漁港内トイレの新設について
- (3)所管事務調査について

7. 議事の経過概要 別紙のとおり

◎議案第59号 阿久根市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岩崎健二委員長

ただいまから、産業厚生委員会を開会いたします。

令和元年12月5日の本会議で本委員会に付託された案件は、議案第59号、阿久根市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、陳情第15号、深田漁港内のトイレの新設について、以上2件であります。

なお、本日の日程はお手元に配付してあります日程表のとおり進めていきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第59号、阿久根市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の入室をお願いいたします。

(福祉課 入室)

岩崎健二委員長

それでは、議案第59号について審査に入ります。課長の説明をお願いいたします。

川畑福祉課長

議案第59号、阿久根市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書は21ページから22ページになります。条例議案等参考は16ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、災害援護資金の貸し付けを受けている者の償還金の支払い猶予並びに災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する審査委員会の設置等について、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものであります。

それでは、主な改正内容について御説明申し上げます。第15条第3項の改正につきましては、災害等の理由により災害援護資金の貸し付けを受けた者は、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払いを猶予できることとし、また、死亡及び障害を受けたときは償還未済額の全部、または一部の償還を免除することができるものとしてあります。さらに、支払い猶予、償還免除を判断するため必要があると認めるときは、貸し付けを受けた者、またはその保証人の収入等について、官公署に対し必要な文書閲覧、資料提供を求めることができる旨規定したものであります。

第16条の審査委員会の設置については、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査・審議するため、医師及び弁護士、その他市長が適当と認める者を委員として任命するため新たに規定したものであります。また、審査委員会の設置に伴い、阿久根市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があることから、付則において災害弔慰金等支給審査委員の項目を別表に追加する改正を行うものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

岩崎健二委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

中面幸人委員

審査委員会を立ち上げるということは、今までこの委員会のようなものはなかったのですか。

川畑福祉課長

中面委員からありましたとおり、これまで審査委員会等については設置されておられません。

中面幸人委員

はい。わかりました。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

ちなみに、市災害弔慰金の弔慰金というのは幾らか決まっているのですかね。

川畑福祉課長

弔慰金につきましては、自然災害により死亡があったときに支払うことになるのですが、死亡者が死亡当時において生計を主として維持していた場合は500万円。その他の場合は250万円というふうになっております。

山田勝委員

その500万円は支払われてそれで終わりなんですよ。弔慰金の返済を求めるとかいうほうのは具体的にどうなっているの。

川畑福祉課長

今の山田委員からの質問は災害援護資金のほうの貸し付けのことだと思います。こちらのほうにつきましては、まず限度額について申し上げますと、療養に要する期間がおおむねひと月以上ある世帯主の負傷とあり、あった場合につきましては、住居が半壊した場合には上限270万円、住居が全壊した場合は350万円となっております。また、世帯主の負傷がない場合につきましても、住居が全壊した場合250万円、住居の全体が滅失もしくは流失した場合は350万円という規定となっております。

山田勝委員

今までは審査委員会がなかったと言うのだけれども、今まで貸し付ける中で、返済してもらえなかったという例もあるのですか。

川畑福祉課長

阿久根市におきましては、この貸し付けを当たるような、言い換えれば災害救助法に適応する災害が近年は発生しておりません。そのため、貸し付け等をしている実績等もございません。ただし、全国各地で災害等が発生している状況でありますけれども、この中で、他の自治体においては貸し付けの例があると聞いております。

山田勝委員

結局、どういう場合に審査委員会というのは払うんですかね。弔慰金を支給するときもですか。審査委員会を開会する基準というものはどういうものですか。

川畑福祉課長

こちらのほうにつきましては、先の本会議のほうでも若干説明をしたところでありますけれども、死亡や障害の原因となる負傷や疾病について、自然災害によるものなのかどうかの判断が市として難しい場合に、審査委員の方々に出席をお願いして判断を求めるというふうなことになります。

山田勝委員

了解です。

[発言する者あり]

岩崎健二委員長

暫時休憩します。

(休憩 11:29～11:33)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、福祉課への質疑を終結します。

(福祉課 退室)

岩崎健二委員長

それでは議案第59号について、各委員からほかに何か意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結します。

これより、議案第59号、阿久根市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎陳情第15号 深田漁港内のトイレ新設について

岩崎健二委員長

次に、陳情第15号を議題といたします。

本陳情の審査等について、関係課を呼び質疑したい等の御意見があればお願いいたします。

山田勝委員

来てもらっていいんじゃないですか。

岩崎健二委員長

それではお諮りいたします。

陳情第15号について、関連する水産林務課を呼び質疑を行いたいとの意見がありますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、水産林務課においていただき質疑を行うことに決しました。

次に、本審査についてですが、審査の手順として、まず初めに現地調査を行い、その後所管課への質疑を行うか、それとも所管課への質疑を行った後現地調査を行うか、あるいは現地調査を必要としないかの3種類があると思いますが、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

中面幸人委員

現場は大体わかっているので、陳情書の中身も目に見えるようにわかっておりますので、現地調査をせず所管課への質疑をしたいと私は思います。

岩崎健二委員長

今、委員より現地調査は必要とせず、所管課への質疑を行いたいとの意見がありますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、現地調査は必要とせず、水産林務課への質疑を行うことと決しました。それでは、水産林務課の入室をお願いいたします。

(水産林務課 入室)

岩崎健二委員長

それでは陳情第15号について、課長の説明をお願いいたします。

佐潟水産林務課長

陳情第15号に係る水産林務課としての考えについてお答えいたします。

陳情内容につきましては、深田港におけるトイレ新設であります。内容といたしまして、中段の5行目にありますけれども、県内外から多くの釣り客が訪れていらっしゃるという実情。それと陳情者である方々が荷上げ場として利用されていらっしゃるという現実。それを合わせて、釣り客のトイレと陳情者等の漁業をしていらっしゃる方の作業時のトイレの新設が要望されているようでございます。

水産林務課といたしましては、新設した場合の維持管理者はどうあるべきか、それに伴う補助金等の事業があるのかなのか。また、水洗のトイレを設置した場合は、図面にあります赤い部分のところ、これは舗装をしていないところでありまして、当初深田港を整備した際にもここに作業棟ができたときにはトイレをつくる場所として計画していたようでございます。あと2枚目の詳しい図面の青色の線、これが水道管が敷設されている状況でございます。よって水洗のトイレについては対応ができるのかなと思う次第でございます。陳情書を見ますと釣り客の方々がいらっしゃるということで、水産林務課としては、第一義的には釣り客のマナー違反ではないかと思っております。まずはそういうマナー違反に対しての啓蒙、あと漁業をしていらっしゃる方々が、そういう釣り客の方々へトイレ等についての周知、そういった部分と合わせて他の公共施設のトイレ、三笠支所であるとか、公共施設ではありませんけれども外部用トイレがあるJA三笠とか、あと黒之浜の漁協の施設、そういうトイレの利用等についての周知をするべきかなと思う次第でございます。あと補足して、大石補佐に整備関係についての内容を説明させます。

大石課長補佐

補足して説明させていただきます。

水産庁の補助事業を活用するためには事業費の下限額が1,000万以上と規定されていて、この場合でも、荷さばき施設と合わせて整備する場合に、水産物の取扱所の衛生管理の向上を図る目的であれば、お手洗い施設については可能ですよという回答をもらっています。ですから、現在深田の港には荷さばき施設がございません。今後も設置する予定はありませんので、水産庁の補助事業を活用したお手洗い施設というのは難しいと考えているところです。以上です。

岩崎健二委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

仮屋園一徳委員

今までに深田港のトイレについて要望があったという実績はあるのでしょうか。

佐潟水産林務課長

深田港のトイレの要望については今回が初めてでございます。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

中面幸人委員

課長の説明で大体わかりました。まず感じたのは、確かに補助事業はないかというのを一番初めに考えるわけですが、水産庁のやつはないということで、そうしたときに何かほかのやつはないかというふうに考えるわけですが、あと何かないんですか。

佐潟水産林務課長

確定ではございませんけれども、あるとすれば原発の関係の交付金とか、県の振興局が持っている地域振興云々という事業等、そういうものの活用は見込まれるかもしれません。

中面幸人委員

若干、今の話で明るい兆しが見えてきましたけれども、所管の資料の図面を見れば、水道が配管もあってですね、水洗も可能というふうになりますよね。こうしたときに水洗化すれば、今度はトイレからの排水ですが、これも短いからそんなに工賃もかからないかなと思ったりもしますけれども、その後水洗の場合、維持管理がかかるわけですね。その辺をうまく、仮に先ほど言われた原発関係の補助金とかそういうので後の管理ができるのであれば、この要望は可能というような形で考えてよろしいですか。

佐潟水産林務課長

後で申し上げますけれども、このトイレの新設の要望がありますけれども、まずは釣り客の方のマナー違反が大もとの原因だというふうに私たちは思います。そうしたときに所管のことを言いますと、水産林務課としては水産業、いわゆる漁業の方々への行政をしています。釣り客といった観光客に付随するような分類としましては商工観光課のほうになるかと思うところでもありますけれども、阿久根旧港の橋のたもとの所に公衆トイレが設置されておりますけれども、そこの所管につきましても商工観光課のほうが所管としてあります。要は釣り客の方々への周知が大事じゃないかなと思っています。あと委員からありましたように誰が維持管理するのか、やはりここが重要なところでありまして、通常受益者負担とか、そういった部分での営業等もありますし、この陳情の場合、漁業者の方々が維持管理ができるのか、それとも深田地区の地元の方々が維持管理をするのか、行政が全て維持管理をするのか。また他の漁港や、農業など他の事業とのバランスも考えないと公平公正な行政判断できないんじゃないかなと思っている次第です。

中面幸人委員

なかなかいろんな問題が出てくるわけで、それを解決しないと行政としては動きづらいとの課長の話がありました。釣り客を考えれば商工観光課所管になる、漁業を考えれば水産林務課所管になるということでもありますけれども、ここの場合はしっかりとした漁港なんだから、やはり所管は水産林務課だと、水産林務課としての考え方をもとにしないと、あっち投げこっち投げじゃですね、釣り客相手じゃこの陳情者も納得しないでしょうから、自分たちの作業場として使っているということを考えればですね、やっぱり水産林務課所管として後の維持管理をどうするのかとか考えないと。今の課長の話ではちょっと難しいなという気がしますが、そこ辺の腹くくりはできていないのですか。

佐潟水産林務課長

関連して黒之浜の港の先のほうにも新しく新設された港がありますが、そこにも大型の漁船とか停泊して作業等もされます。阿久根新港の所には公衆トイレ、それから大島渡船場でトイレ等の利用ができますけれども、倉津の漁港、佐潟の漁港、牛之浜の漁港、都市建設が管理しています港湾の関係の所等についてもトイレはございません。あと利用されていらっしゃる漁民の方々は地元でありますので、トイレ等を利用する場合は自宅に帰ってらっしゃるのが多いかと思えます。ですので水産林務課としては積極的に深田港にトイレが必要かどうかというのは疑問だと思っております。

山田勝委員

私はな課長、そんな話を聞くためにあなたに来てもらった気持ちは全然ない。何でかと言ったら、この海盛水産の陳情は発火点になっただけの話ですよ。機会になっただけの話。

こういう議論をせないかん。私は深田漁港をよく知っていますよ、よく知っています。深田漁港が第二漁港としてできたときのこともよくわかっていますよ。あれだけの漁港をつくっておってですね、例えば佐潟港はどうだとか大漣港はどうだとかという、阿久根市の管理する別の漁港と同じようなことではよくない。まずね、あなたの話を言えば、例えば釣り客のマナーだ、農協でしてこんね、どこでせえって、そんなことを言っても始まらない。こんな汚い阿久根に誰が来るか。水産林務課の所管する港なんだから、あなたが一生懸命になってやらないかん場所ですよここは。それを、例えばその人たちにどっかでしてこんか、ここでしてこんかいって、そんなレベルの低い話をしてくれるな。そこにある県がつくってくれた阿久根旧港の橋のふもとのトイレは閉めていましたよね。何で閉まっていたかという、あれは阿久根市の漁協が管理するという約束で県がつくったのだけれども、現実にお金がかかったり、いろいろあるもんだから管理しなくて閉めたわけ。もう管理はせん、銭がいつでって。ところが、私、当時の担当課長にですね、こんな恥ずかしい話があるかって、お前たちは観光阿久根って言うけど、この付近に来てトイレに行ったら閉まってる、何でかという、銭がなかでって、そげんとはなかよって。どげんかせんかって、私は当時の課長に言いましたよ。あなたならできる、やって見せてみろって。彼はやってみせました。だからやろうという気概が大事やとよ、気概が大事。あれだけの港をつくってやっど、釣り客もつくらなければ来なかったとよ。阿久根市の責任でつくった港やらいよ。あんたが言うように水産庁の補助はないかもしれない。なくても原発交付金とか何かあるのだったら、ないでんよかでせないかんよ、こういうのは。私はこれは絶対せないかんと思うね。

岩崎健二委員長

まず当委員会は、この陳情を採択するかどうかの委員会ですので、実施するかしないかということにつきましては、それぞれの所管課で政治判断されるものと思います。それと、先ほどから釣り客の話が出ておりますが、あくまでもここは漁港区域であり、漁業者のための施設整備用地としてここに土地が確保されているものでありますので、今ここであまり釣り客のことを言うとおかしくなると思いますので、できるだけ漁民のための環境整備ということで議論していただければと思います。

仮屋園一徳委員

この陳情書についてお伺いしますが、今、補佐の説明を聞きますと、水産庁の事業では非常に難しいと、加工場か何かあって1,000万以上であればできるのだけれどもそれは難しいという話をされました。そうであるとする、設置する目的等についてお伺いしますが、この陳情者だけでなく地元の人、あるいはその他の人の名前を連名で出した方が、より設置しやすいのかどうか、その辺をお聞きしたいと思うのですけれども。するとしたらという仮定で。

〔発言する者あり〕

待ってください。原発交付金とか、そういうものをもしするとしたら、このままの陳情じゃでけんってぼいってされたら終わりだから、せっかくするんだったら、

〔発言する者あり〕

意見だけただ聞くだけの話ですから。

〔発言する者あり〕

岩崎健二委員長

暫時休憩します。

(休憩 11:55～11:59)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。
ほかにありませんか。

濱門明典副委員長

後々の管理費やいろいろかかるということで話がありましたけれども、有料トイレというのはどうなのでしょう。一つの案ですけれども。

岩崎健二委員長

今は陳情を採択するかしないかなので、実施については、もし採択となった場合はそれぞれ所管課のほうで考えてくれるでしょうし、それは今回の議題とは別枠だと思いますので、ということよろしいですか。

〔濱門明典委員「はい」と呼ぶ〕

ほかにありませんか。

木下孝行委員

出してもらった資料に赤い線で示されている用地の所の説明が先ほどあったのですけれども、漁協環境整備施設用地ということで830平米余りあるわけで、結果的に作業棟等ができなかった、できていればそこにトイレは多分設置されたのだらうというような説明がありましたけれども、そのことを考えたら、作業棟はできなかったとしてもトイレは設置ができたのだらうと私は思うのですけれども、そのときに主体的に設置する人は誰になったんですか。用地は確保してあるけど。

大石課長補佐

もともと、この深田の港に漁協の施設を設置するという企画で港が大きくなっていますが、平成15年に漁協が合併しましたが、その前に企画ができておまして、阿久根の港に水揚げ場を集約化するというので漁協が合併いたしましたので、深田の港の整備がとまりました。このために漁港の整備計画の見直しをいたしまして現在の状況になっております。港の整備と同時に水揚げ場を整備されていれば、この赤い囲みの部分にお手洗いは設置されていたのだらうと思いますが、これは漁協が設置するということだったと思います。

木下孝行委員

この港を整備するときにトイレをここに設置する計画であったということが基本的な考え方であれば、変わらずにそのことは続けるべきだと思います、私はですね。そうした中で、陳情の内容に釣り客の話も出てきていますけれども、やはり漁業者がこの荷上げ場で作業をするということがあってですね、そこでトイレを使うことがあるわけであって、その時には近いトイレを使ってという課長の話もありましたけれども、じゃあどこまで行けばいいのかといえば農協の支所であったりとか、もう何キロも行かないといけないところに通わないといけないと。倉津とか佐潟のこともあったけれども、確かに佐潟も荷揚げ場はある、倉津は大きな荷上げ場はないけれど、ここは大きな船団の人たちや近くの漁業者もいるので、そこらとは環境も全然違うだらうと思うし、だから最初の主旨を考えればどこが設置するかということは、最初は漁協がと言いましたけれども、漁協の内情も考えれば難しいところもあるから、そこはやっぱり市の福祉向上を前提にですよ、そういうのを考えていけば、ここはこの要望に沿った形をとるべきだらうと私は思いますが、そのことについてどうですか。

佐潟水産林務課長

貴重な御意見ありがとうございます。トイレの設置につきましてほかの関係課、漁協を含めた関係機関と協議をいたしまして、改めてその必要性、それから陳情者の海盛水産の方々ともうちょっと話をしてお聞きするというのもしていきたいというふうに思います。あと山田委員からありましたように、阿久根市内いろいろな観光面ということで

入込客に対してのきれいなトイレ、これがないということは私個人としては思っております。

木下孝行委員

もう一つ、先ほど仮屋園議員からあったんですけれども、陳情書としてですね、個人の水産会社名で単独という形のような受け取り方ができるのだけれども、これがもし、今後補助金を申請するような場合、添付する陳情書として弱い部分があるのであれば、そこは協議の中で地区の区長さんであったりとか、ほかの漁業者の名前を載せてもらう必要があるのであれば必要だと思うのですが、そこら辺の陳情書の中身についても弱い部分があるのであればちゃんとしたものに、できるだけ補助がもらえるような陳情書にしないといけないだろうと思うので、再度陳情の内容を変更できるようなことも含めて協議をしてもらいたいです。

佐潟水産林務課長

それにつきましても、関係機関と協議をして対応したいと思います。

岩崎健二委員長

それにつきましては、この陳情を受けて当委員会としての方法もいろいろとあると思いますので、そのときはまた皆さんで協議をさせていただければと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ以上で水産林務課への質疑を終結します。

(水産林務課 退室)

岩崎健二委員長

それでは、陳情第15号について討論はありませんか。

山田勝委員

私はこの陳情を採択するのにやぶさかでないですよ。ただし、採択するけれども今まで話したことを全部入れて採択しないといけないですよ。今言ったでしょ、今後仮に実現するに当たっては漁協とか関係者とか、そういうのを報告書の中につけてしないと。

深田漁港の釣り客だとかじゃなくて、阿久根市の事業だと。深田の漁港は阿久根の看板の一つですよ。ほかの阿久根市の管理する漁港とは違うんだから。

岩崎健二委員長

陳情については、この陳情文をもって採択するかしないかの判断をせざるを得ませんので、今の山田委員の討論は賛成討論と受け取りますが、委員長報告の中でそのことについては触れた上で採決の結果に持っていきたいと思いますが、それでいいですかね。

〔発言する者あり〕

山田委員が賛成討論の中で、深田漁港については阿久根市の看板の港であり、さまざまな要因があるので、阿久根市の責任においてすべきであるという討論があったという報告でよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

それでは、陳情第15号について採決いたします。

本件は採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって陳情第15号は採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託された案件は全て議了しました。

ただいま議了されました案件に対する、委員会審査報告書の作成及び委員長報告及び議会だよりの原稿の作成については委員長に一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって委員会審査報告書及び委員長報告並びに議会だよりの原稿の作成については委員長に一任されました。

◎所管事務調査について

岩崎健二委員長

次に本委員会の所管事務調査を議題といたします。調査内容について具体的な内容、日時等を決めたいと思いますが、委員の皆さんから意見があればお願いいたします。

山田勝委員

所管事務調査について私はね、そこの青果市場跡を含んだまちづくりについてを提案したでしょう。あのことについて、なるべく早く優先的に進めて欲しいなと思います。そのためにもちの灯台阿久根の石川さんの意見を聞きたい。

岩崎健二委員長

青果市場跡地の活用については協議会が結成され、そこで委員会が3回ほどあったという報告がこの前ありましたので、もしそれをやるのであれば、まずその委員にどういう状況であったのかを調査する必要があるのではないかと思いますけれど。

山田勝委員

私はね、それとは別にね、議会は議会での一つのものを出不すと、委員会が執行部のほうばかりを向いてはだめだと僕は思いますよ。

岩崎健二委員長

所管事務調査につきましては、今、山田委員のほうから青果市場跡地の問題について関係者の話を聞きたいという意見がありますので、それについては相手方との時間調整をしながらできるだけ早く行いたいと思いますが、それによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかの調査項目について皆さんから何かありますか。

中面幸人委員

私は農業関係の項目をずっと挙げていました。その中に鳥獣被害の関係もあったと思います。前回陳情書が出て、この委員会でいろいろ調査をして、今度の20日の日に委員長報告があるわけなんですけど、委員長報告があつてですね、例えば前みたいに解体施設がしっかりと稼働してイノシシ・シカ等の鳥獣が減るようにしていかなければならないので、今後の対策についてを早めにして欲しいなと思います。

意味はわかるけ。

岩崎健二委員長

この前皆さんにお示ししましたとおり、今回の委員長報告については皆さんと協議して決めました。その中に、産業厚生委員会は今後も鳥獣被害対策については対処していくという文言を入れてあります。ですから、委員会終了後もこれにつきましては所管事務調査としていつでも調査可能と思っております。現地調査も含めてやれると理解しております。

仮屋園一徳委員

所管事務調査については4つの項目が挙がっています。今、その一つの鳥獣被害の件も出ましたけれど、できればですね、なかったらいいのですが、あつたら捕獲して加工をしている施設があつて、そこがうまくいってればその内容等について調査をしたいので、もしあればそれを含めて委員長に一任したいと思います。所管事務調査の内容、日程等に

ついて。

岩崎健二委員長

暫時休憩します。

(休憩 12:15～12:20)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

調査内容についての具体的な内容、日時等については委員長に一任願いたいと思いが異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、この件については次回の委員会で委員長としての所見を皆さんにお示ししたいと思います。

そのほか、皆さんから何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で本日予定しておりました日程は全て議了しました。また、本委員会に付託されました議案は全て議了しましたので、あしたの委員会は休会としたいと思いが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、あしたの委員会は休会とします。

以上で産業厚生委員会を散会します。

(散会 12時21分)

産業厚生委員会委員長 岩崎健二